

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理に係る変更届出書

下記の事項について変更しますので、資金決済に関する法律第45条の2第3項の規定により届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 商号		
2. 登録年月日		
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号	
4. 変更に係る事項		
(1) 変更の内容		
変更予定年月日	変 更 後	変 更 前
(2) 変更の理由		
5. 変更予定年月日の直前の基準日(法第43条第1項第2号に規定する基準日をいう。)における第三種資金移動業に係る法第45条の2第4項に規定する要供託額		円

6. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円
--	---

(記載上の注意)

1. 「預貯金等管理割合」とは、法第45条の2第1項に規定する預貯金等管理割合をいう(以下この様式において同じ。)
  2. 「変更予定年月日の直前の基準日(法第43条第1項第2号に規定する基準日をいう。)
- における第三種資金移動業に係る法第45条の2第4項に規定する要供託額」及び「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額の合計額」は、変更の内容が預貯金等管理割合の引き下げである場合に限り、記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第2面)

7. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

(1) 供託に係る履行保証金の内容(供託所名 )

イ. 金銭の場合

供 託 番 号	供 託 者 名	供 託 金
		円

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名 称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率	評 価 額
		円	%	円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(2) 履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契 約 金 額
			円

(3) 履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 ( 年 月 日現在)

(4) 履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(5) 履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(6) 履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 ( 年 月 日現在)

--	--	--	--

(記載上の注意)

変更予定年月日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金、締結している履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は委託に基づき締結している履行保証人保証契約に係る記載と「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

8. その他参考となる事項

--

(記載上の注意)

変更の内容が預貯金等管理割合の引き上げである場合には、当該引き上げを行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約若しくは履行保証金弁済信託契約があるときは、その内容を記載すること。